

令和8年度採用

岐阜県公立学校教員採用選考試験 第1次選考試験

教科専門

養護教諭

受験番号	
------	--

試験時間

10時30分～11時40分（70分）

【注意事項】

- 1 放送で指示があるまで、この問題用紙に手を触れないでください。
- 2 問題の印刷が不鮮明な場合には挙手をして、試験監督官が来るのを待ってください。
- 3 終了後、答案用紙（マークシート）のみ回収します。この問題用紙は各自持ち帰ってください。

岐阜県では平成20年4月より、「障害」を「障がい」と表記することとしているが、国や県が定める法令に規定されている用語、名称等や団体、機関等の固有名詞は「障害」の表記を用いることとしているため、本試験においては「障害」の表記で統一して出題している。

- 1 次の文章は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編（平成29年7月 文部科学省）第2章 体育科の目標及び内容 第2節 各学年の目標及び内容〔第3学年及び第4学年〕2 内容 G 保健（2）体の発育・発達 ア 知識」の記載内容である。下線部A～Eのうち、記載内容として正しいものの数を、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は11。

(ア) 体の発育・発達

体の発育・発達については、A 身長、体重などを適宜取り上げ、これらは年齢に伴って変化することを理解できるようにするとともに、B 個人差があることを理解できるようにする。

(イ) 思春期の体の変化

⑦ 思春期には、体つきに変化が起こり、人によって違いがあるものの、男子はがっしりした体つきに、女子は丸みのある体つきになるなど、男女の特徴が現れることを理解できるようにする。

④ 思春期には、C 初経、精通、変声、成長痛が起こり、また、異性への関心も芽生えることについて理解できるようにする。さらに、これらは、個人差があるものの、大人の体に近づく現象であることを理解できるようにする。

なお、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

(ウ) 体をよりよく発育・発達させるための生活

体をよりよく発育・発達させるための生活の仕方には、体の発育・発達によい運動、D 多くの種類の食品をとることができるようなバランスのとれた食事、適切な休養及び睡眠などが必要であることを理解できるようにする。

その際、運動については、生涯を通じて骨や筋肉などを丈夫にする効果が期待されること、食事については、特に、体をつくる基になるE 炭水化物、不足がちなカルシウム、不可欠なビタミンなどを摂取する必要があることについても触れるようにする。

- ① 1つ ② 2つ ③ 3つ ④ 4つ ⑤ 5つ

2 次の文章は、「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編（平成29年7月 文部科学省） 第2章 保健体育科の目標及び内容〔保健分野〕 2 内容（1）健康な生活と疾病の予防（エ）喫煙，飲酒，薬物乱用と健康」の記載内容の一部である。下線部A～Eのうち，適切であるものを「○」，適切でないものを「×」としたとき，その組合せの正しいものを次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は12。

① 飲酒と健康

飲酒については，酒の主成分のエチルアルコールがA 末梢神経の働きを低下させ，思考力，自制力，運動機能を低下させたり，事故などを起こしたりすること，急激に大量の飲酒をすると急性中毒を起こしB 意識障害や死に至ることもあることを理解できるようにする。また，常習的な飲酒により，肝臓病や脳の疾病など様々な疾病を起こしやすくなることを理解できるようにする。特に，未成年者の飲酒については，身体に大きな影響を及ぼし，エチルアルコールの作用などにより依存症になりやすいことを理解できるようにする。

② 薬物乱用と健康

薬物乱用については，覚醒剤や大麻を取り上げ，摂取によって幻覚を伴った激しい急性の錯乱状態や急死などを引き起こすこと，薬物の連用により依存症状が現れ，中断すると精神や身体にC 苦痛を感じるようになるなど様々な障害が起きることを理解できるようにする。

また，薬物乱用は，個人の心身の健全な発育や人格の形成を阻害するだけでなく，社会への適応能力や責任感の発達を妨げるため，暴力，非行，犯罪など家庭・学校・地域社会にも深刻な影響を及ぼすこともあることを理解できるようにする。

喫煙，飲酒，薬物乱用などの行為は，好奇心，なげやりの気持ち，過度のストレスなどの心理状態，D 断りにくい人間関係，宣伝・広告や入手し易さなどの社会環境によって助長されること，それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにする。

また，体育分野との関連を図る観点から，フェアなプレイに反するE ドーピングの健康への影響についても触れるようにする。

	A	B	C	D	E
①	○	○	×	×	×
②	×	×	○	○	○
③	○	×	×	○	○
④	×	○	○	○	○
⑤	×	○	○	×	×

3 次の文章は、「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 保健体育編 体育編（平成30年7月 文部科学省）第2章 保健体育科の目標及び内容 第2節 各科目の目標及び内容「保健」3 内容（3）生涯を通じる健康 ア 知識（ア）生涯の各段階における健康」の記載内容の一部である。文中の（A）～（E）に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は13。

① 結婚生活と健康

結婚生活について、心身の発達や健康の保持増進の観点から理解できるようにする。その際、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題について理解できるようにするとともに、健康課題には年齢や生活習慣などが関わることについて理解できるようにする。また、（A）の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについても理解できるようにする。また、結婚生活を健康に過ごすには、自他の健康に対する責任感、良好な人間関係や家族や周りの人からの支援、及び母子の健康診査の利用や保健相談などの様々な（B）の活用が必要であることを理解できるようにする。

なお、妊娠のしやすさを含む男女それぞれの生殖に関わる機能については、（C）とする。

② 加齢と健康

中高年期を健やかに過ごすためには、若いときから、健康診断の定期的な受診などの自己管理を行うこと、生きがいをもつこと、運動やスポーツに取り組むこと、家族や友人などとの良好な関係を保つこと、地域における交流をもつことなどが関係することを理解できるようにする。また、（D）には、加齢に伴い、心身の機能や形態が変化すること、その変化には個人差があること、疾病や事故のリスクが高まること、健康の回復が長期化する傾向にあることについて理解できるようにする。

さらに、高齢社会では、認知症を含む疾病等への対処、事故の防止、生活の質の保持、介護などの必要性が高まることなどから、保健・医療・福祉の連携と総合的な対策が必要であることを理解できるようにする。その際、心身の機能障害及び（E）についても触れるようにする。

	A	B	C	D	E
①	ライフプラン	保健・医療サービス	必要に応じ関連付けて扱う程度	中年期	リラクゼーション
②	家族計画	福祉医療制度	実態に応じ積極的に扱うもの	高齢期	リハビリテーション
③	家族計画	保健・医療サービス	必要に応じ関連付けて扱う程度	高齢期	リハビリテーション
④	ライフプラン	福祉医療制度	必要に応じ関連付けて扱う程度	高齢期	リラクゼーション
⑤	家族計画	福祉医療制度	実態に応じ積極的に扱うもの	中年期	リハビリテーション

- 4 次の文章は、「学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）（平成28年4月施行）」の記載内容の一部である。文中の（ A ）～（ E ）に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は14。

第六条 （ A ）は、学校における換気、（ B ）、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和三十九年法律第百六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 （ C ）は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 （ D ）は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第七条 学校には、健康診断、健康相談、（ E ）、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

	A	B	C	D	E
①	文部科学大臣	採光	学校の設置者	校長	保健指導
②	国	採光	地方公共団体	学校薬剤師	保健指導
③	国	水質	学校の設置者	校長	環境衛生検査
④	文部科学大臣	水質	地方公共団体	校長	保健指導
⑤	国	水質	学校の設置者	学校薬剤師	環境衛生検査

- 5 次の文章は、「学校保健安全法施行規則」(昭和三十三年文部省令第十八号)(令和5年5月施行)の第九条の記載内容の一部である。下線部A～Eのうち、適切であるものを「○」、適切でないものを「×」としたとき、その組合せの正しいものを次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は15。

第九条 学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、A 三十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者をいう。)に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第十四条の措置をとらなければならない。

- 一 疾病の予防処置を行うこと。
- 二 必要なB 療育を受けるよう指示すること。
- 三 必要な検査、C 予防接種等を受けるよう指示すること。
- 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
- 五 D 特別支援学校への編入について指導及び助言を行うこと。
- 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
- 七 E 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
- 八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編製の適正を図ること。
- 九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

	A	B	C	D	E
①	×	○	○	○	○
②	×	×	×	×	×
③	○	×	○	○	×
④	○	○	×	○	○
⑤	×	×	○	×	○

- 6 次の文章は、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂（平成27年8月 公益財団法人 日本学校保健会）第2章 健康診断時に注意すべき疾病及び異常 3 耳鼻咽喉科関連 7 難聴」の記載内容の一部である。文中の（ A ）～（ E ）に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は16。

著作権保護の観点により、掲載いたしません。

	A	B	C	D	E
①	伝音	感音	S T訓練	構音障害	40
②	感音	伝音	聴能訓練	吃音障害	70
③	伝音	感音	S T訓練	吃音障害	40
④	感音	伝音	聴能訓練	構音障害	40
⑤	伝音	感音	聴能訓練	構音障害	70

7 次の文章は、「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月 文部科学省） 2 対応申請の確認から対応開始まで」の記載内容をまとめたものである。記載内容として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は17。

- ① 就学時健康診断、保護者会等で、学校におけるアレルギー対応及び学校給食における食物アレルギー対応の内容を説明する。その上で、「アレルギー調査票」を配布し、アレルギーの有無とアレルギー対応の希望を把握するため調査する。
- ② アレルギー対応を希望する保護者に「学校生活管理指導表」を必ず提出してもらう。アレルギー対応開始前の個別面談は、保護者の希望があれば行う。
- ③ 面談は実務者（栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学級担任等）が必ず出席して行い、可能な限り管理職も出席する。
- ④ 栄養教諭・学校栄養職員と養護教諭は、個別面談で得られた情報をまとめ、個別の取組プランを検討・決定する。
- ⑤ 給食対応レベルは1～4の段階に分けられる。弁当対応はレベル4にあたる。

8 次の文章は、「学校における薬品管理マニュアル -令和4年度改訂-（令和5年3月 公益財団法人 日本学校保健会） 第2章 要指導医薬品・一般用医薬品の取扱い」の記載内容をまとめたものである。記載内容として適切なでないものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は18。

著作権保護の観点により、掲載いたしません。

9 次の文章は、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）（令和5年4月28日 文部科学省初等中等教育局長） 3. 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項」の記載内容の一部である。下線部A～Eのうち、適切であるものを「○」、適切でないものを「×」としたとき、その組合せの正しいものを次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は19。

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後A 五日を経過し、かつ、症状がB 消失した後C 二日を経過するまで」を基準とすること（略）
- 「症状がB 消失」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、D 冷却せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
- 「発症した後A 五日を経過」や「症状がB 消失した後C 二日を経過」については、発症した日や症状がB 消失した日の翌日から起算すること
- 出席停止解除後、発症からE 七日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと

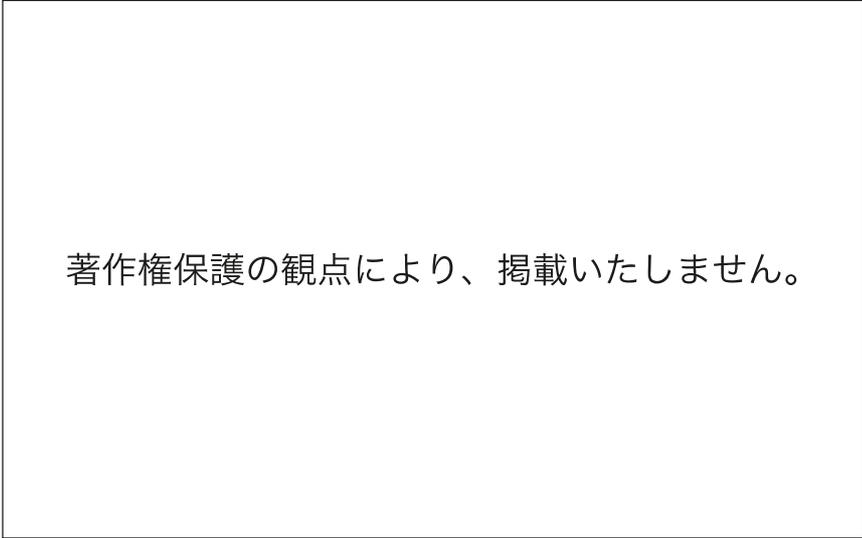
	A	B	C	D	E
①	○	○	○	×	○
②	○	×	×	×	×
③	○	○	×	×	○
④	×	○	○	○	○
⑤	×	×	×	○	×

10 次のア～オの文章は、「学校環境衛生基準の一部改正について（通知）（令和4年5月9日 文部科学省文部科学審議官） 1 改正の概要」の記載内容である。そのうちの適切なものの組合せを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は20。

- ア 温度の基準の下限を17℃から18℃に見直したこと。
- イ 相対湿度の基準の上限を80%から70%に見直したこと。
- ウ 相対湿度の基準の下限を30%から40%に見直したこと。
- エ 一酸化炭素の基準の上限を10ppmから6ppmに見直したこと。
- オ 換気の基準として二酸化炭素を、1500ppmから1300ppmに見直したこと。

- ① ア, ウ
- ② イ, エ
- ③ ウ, オ
- ④ ア, エ
- ⑤ イ, オ

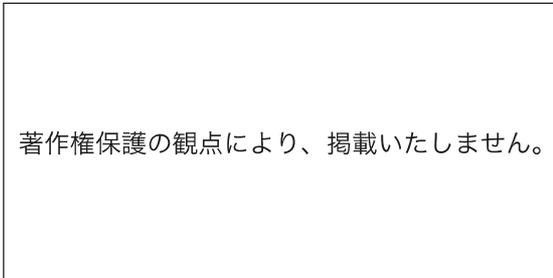
11 次の図は、大脳と脳幹の構造を模式的に表した図である。図中の（ A ）～（ D ）に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は21。



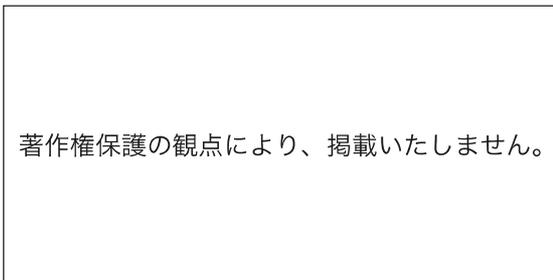
	A	B	C	D
①	小脳	脳下垂体	橋	海馬
②	中脳	脳下垂体	視床下部	海馬
③	小脳	視床	橋	延髄
④	小脳	脳下垂体	橋	延髄
⑤	中脳	視床	視床下部	延髄

12 次の図は、眼の屈折異常について示したものである。(A) ~ (E) に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、次の①~⑤の中から一つ選べ。解答番号は22。

正視

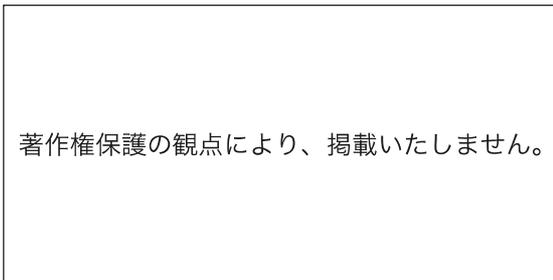


(A) 視



(B) が長いか、屈折が (C)。

(D) 視



(B) が短いか、屈折が (E)。

	A	B	C	D	E
①	遠	眼軸	強い	近	弱い
②	近	眼軸	強い	遠	弱い
③	遠	水晶体	強い	近	弱い
④	近	水晶体	弱い	遠	強い
⑤	遠	眼軸	弱い	近	強い

13 次の文章は、「学校において予防すべき感染症の解説 令和5年度改訂（令和6年3月 公益財団法人 日本学校保健会）Ⅳ 学校において予防すべき感染症のQ&A」の記載内容をまとめたものである。ア～オのうち、記載内容として正しいものの数を、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は23。

著作権保護の観点により、掲載いたしません。

- ① 1つ
- ② 2つ
- ③ 3つ
- ④ 4つ
- ⑤ 5つ

- 14 次の文章は、授業中に児童が火傷を負った事例である。A～Eの判断や対応のうち、正しいものの数を、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は24。

小学校5年生の家庭科の調理実習中、熱したフライパンに児童が誤って触れてしまい、右手第二指（指の腹）に火傷を負った。学級担任の指示の下、受傷直後、調理室内の水道水で患部を冷やした。その後、本児が保健室に来室した。

保健室に来室した際、本児は血色のある顔色で、「ひりひり痛い」と口にした。患部を見ると、フライパンの縁に触れたであろうことが推測されるように、右手第二指（指の腹）に細い直線状の腫れが認められ、赤みを帯びていた。

- A 熱傷の程度は、3度にあたる。
B 受傷直後に、水道水で痛みが取れるまで冷やし続けるよう伝える。
C 水疱（水ぶくれ）ができた場合は、蛇口から勢いよく出ている水道水を直接熱傷部にあてる。
D やけどの処置では、必ず抗ヒスタミン軟膏（または抗ヒスタミンクリーム）を塗る。
E 救急車を要請する。

- ① 1つ
② 2つ
③ 3つ
④ 4つ
⑤ なし

15 次の文章は、「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応（平成21年8月 文部科学省）第5章 事例から見る子どものメンタルヘルスの理解と対応」の記載内容をまとめたものである。次の①～⑤のうち、記載内容として適切でないものを一つ選べ。解答番号は25。

- ① リストカットは思春期にみられる代表的な自傷行為の一つである。本人は意識がはっきりとした状態で意図的に行う場合、半ば無意識の状態（解離状態）で行い本人が後からリストカットしたことに気付く場合がある。
- ② 自殺企図・自殺が高率に見られる精神疾患の一つとして双極性障害がある。
- ③ 学校への様々な不適應や精神的不調の背景として、学習の困難さをもたらす知的発達の遅れが関係する場合がある。
- ④ 反抗挑戦性障害にみられる激しい行動は、生活環境の問題から来るものである。
- ⑤ 学習障害では、漢字の書字の問題には気付きやすいが、仮名の書字や読字の問題は見逃しやすい。

16 次の文章は、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和2年6月改訂版 文部科学省） 3. 学校・教職員等の役割」の記載内容の一部である。A～Eのうち、適切であるものを「○」、適切でないものを「×」としたとき、その組合せの正しいものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は26。

- A 虐待の早期発見に努めること。
- B 虐待を受けたと思われる子供について、本人の同意を得た上で市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること。
- C 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと。
- D 虐待防止のための子供等への教育に努めること。
- E 保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えること。

	A	B	C	D	E
①	○	○	○	○	×
②	○	×	×	○	○
③	○	×	○	○	×
④	×	×	○	×	○
⑤	×	○	×	×	○

17 次の文章は、「学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－（平成26年3月 文部科学省） 第3章 メンタルヘルスの理解を深めるために 1 危機状況におけるトラウマ（4）障害のある子供への留意点」の記載内容をまとめたものである。記載内容として**適切でないもの**を、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は27。

- ① 自閉症スペクトラム障害（広汎性発達障害）のある子供は、トラウマが1つの出来事としてではなく、視覚・嗅覚・触覚ごとに断片化して記憶され、単一感覚の刺激によってPTSD症状（再体験症状）が誘発されることがある。
- ② 自閉症スペクトラム障害の場合、PTSD症状により一般の子供以上にパニックに陥りやすいため、できるだけ不要な刺激は避け、あらかじめ本人が落ち着きやすい状態（毛布でくるむ、馴染みのあるおもちゃに触れさせる等）を把握しておく。
- ③ 通常であれば単一のトラウマ体験となることが、知的障害がある場合、場面ごとに分断されたトラウマ性記憶を生みやすく、PTSD症状の原因となるトラウマが複数に及ぶ。
- ④ PTSDの子供は、過覚醒症状や麻痺症状と関連して睡眠覚醒リズムが不規則になりがちである。その影響により、てんかんのある子供は発作を起こしやすくなる。
- ⑤ 統合失調症や双極性障害（そううつ病）などの精神疾患にり患している子供は、被災のストレスによって症状が悪化するか再発しやすくなる。

18 次の文章は、「学校保健の課題とその対応－養護教諭の職務等に関する調査結果から－（令和2年度改訂）（令和3年3月30日 公益財団法人 日本学校保健会）第2章 調査結果から見た学校保健の課題とその対応 IV 健康相談及び保健指導（4）健康相談における養護教諭・学級担任等・学校医等の役割」の記載内容をまとめたものである。記載内容として**適切でないもの**を、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は28。

著作権保護の観点により、掲載いたしません。

- 19 次の文章は、「外部講師を活用したがん教育ガイドライン（平成28年4月 令和3年3月一部改訂 文部科学省）第2章 外部講師を活用したがん教育の進め方 1 がん教育の進め方の基本方針」の記載内容である。文中の（ A ）～（ E ）に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は29。

外部講師を活用したがん教育の進め方の基本方針

- 1 講師の専門性やこれまでの経験が十分に生かされるよう工夫する。
地域や学校の実情に応じて、学校医、がん専門医（「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン、がん診療連携拠点病院等の活用を考慮）、がん患者やがん経験者等など、それぞれの専門性が十分生かせるような指導の工夫を行い、教員と十分な連携のもと外部講師を活用したがん教育を実施する。
- 2 学校教育活動全体で健康教育の一環として行う。
保健体育科を中心に学校の実情に応じて教育活動全体を通じて適切に行うことが大切である。学級担任や教科担任、（ A ）などが中心となって健康教育の一環として企画するものであり、必要に応じ、（ B ）とも連携する。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎が培われるよう配慮する。なお、効果的な指導を行うためには、（ C ）に位置付けるなどして計画的に実施することが望ましい。
- 3 発達段階を踏まえた指導を行う。
小学校では、主としてがんを通じて（ D ）ことを主なねらいとする。中学校、高等学校では主として、（ E ）をすることを主なねらいとする。その際、各校種のねらいを踏まえ、発達段階を考慮し、外部講師を活用したがん教育を行うなどの工夫を行う。

	A	B	C	D	E
①	養護教諭	保健主事	学校教育計画	健康と命の大切さを育む	科学的根拠に基づいた理解
②	養護教諭	保健主事	学校保健計画	病気予防の大切さを理解する	より専門的な内容の理解
③	保健主事	養護教諭	学校保健計画	病気予防の大切さを理解する	科学的根拠に基づいた理解
④	保健主事	養護教諭	学校保健計画	健康と命の大切さを育む	科学的根拠に基づいた理解
⑤	保健主事	養護教諭	学校教育計画	健康と命の大切さを育む	より専門的な内容の理解

20 次の表は、「健康づくりのための睡眠ガイド 2023（令和6年2月 健康づくりのための睡眠指針の改訂に関する検討会）睡眠の推奨事項一覧」の記載内容である。下線部A～Eのうち、適切であるものを「○」、適切でないものを「×」としたとき、その組合せの正しいものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は30。

著作権保護の観点により、掲載いたしません。

	A	B	C	D	E
①	○	×	×	×	○
②	○	○	×	×	×
③	×	×	○	○	×
④	○	○	○	○	×
⑤	×	○	○	○	○